

お客様各位

セイユウ不動産株式会社

SKYFIT

## 消費税法改正に伴う対応のご案内

日頃より SKYFIT をご利用いただき誠にありがとうございます。  
この度、2016年4月消費税法改正(2019年10月1日から税率10%)に伴い、  
当施設における消費税の取り扱いについて下記の通り対応させていただく運びと  
なりました。  
内容をご確認いただきご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

適用：2019年10月度 月会費より ※10月度は9/26引き落とし

改正前：税別価格+消費税 8%

改正後：税別価格+消費税 10%

対象：消費税をお預かりする全てのお取引及び商品

(月会費、事務手数料、貸しロッカー、リネン類、チケット商品類等)

以上